

香川県報



第 28 号

平成 16 年

4 月 9 日（金曜日）

香川県知事 真 鍋 武 紀

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 一
 - 児童福祉法の規定による保育士試験の実施に関する事務を行わせる者の指定 () " " ()
 - 身体障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 (障害福祉課) 二
 - 知的障害者福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 () " " ()
 - 児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出 () " " ()
 - 道路の区域変更（四件） (道路保全課) 四
 - 河川区域の廃止による廃川敷地等の発生 (河川砂防課) 四
 - 公有水面埋立工事の竣功認可（二件） (港湾課) 四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 八
 - 平成十六年度保育士試験の実施 (子育て支援課) 八
 - 土地改良区の合併の認可 (土地改良課) 九
 - 県営土地改良事業計画の変更 () " " ()
 - 開発行為に関する工事の完了（三件） (都市計画課) 九

告 示

●香川県告示第二百四十九号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十六年四月九日

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇二八三二	事業所の名称 及び所在地 ナーシングホームせせ らぎ 高松市内町三番地八	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 有会社山本アソシエ イツ 代表取締役 山本かお り 高松市屋島西町二二七 四番地一九	指定年月日 平成十六年 三月三十日	サービスの 種類 特定施設 入所者生 活介護
三七七一五 〇〇七五二	グループホームさくら 綾歌郡綾南町滝宮五五 七―五	医療法人社団有隣会 理事長 溝淵博司 綾歌郡綾南町滝宮五五 五―一	〃	痴呆対応 型共同生 活介護

●香川県告示第二百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の九の規定に基づき、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を香川県知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることとしたので、同法施行令（昭和二十三年政令第百七十四号）第十五条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 試験事務を行わせることとした指定試験機関の名称
 社団法人全国保育士養成協議会
- 二 主たる事務所の所在地
 東京都千代田区富士見一丁目二番三三号東京ルーテルセンタービル二〇三号
- 三 試験事務を取り扱う事務所名称
 社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
- 四 試験事務を取り扱う事務所の所在地
 東京都千代田区富士見一丁目二番三三号東京ルーテルセンタービル三〇一―号
- 五 試験事務のうち取り扱う範囲

- 1 試験問題の作成
- 2 答案の採点
- 3 合否の判定
- 4 その他試験実施に関する必要な事務
- 六 試験事務を行わせることとした日

平成十六年三月三十日

●香川県告示第二百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇五五一 一五	(変更前) ナイス・サポート らく楽 綾歌郡宇多津町浜 二番丁一八番八 (変更後) ナイス・サポート らく楽 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	株式会社ミンク 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	平成十六年 三月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第二百五十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇五五一 一四	(変更前) ナイス・サポート らく楽 綾歌郡宇多津町浜 二番丁一八番八 (変更後) ナイス・サポート らく楽 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	株式会社ミンク 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	平成十六年 三月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第二百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇五五一 一三	(変更前) ナイス・サポート らく楽 綾歌郡宇多津町浜 二番丁一八番八 (変更後) ナイス・サポート らく楽 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	株式会社ミンク 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	平成十六年 三月一日	児童居宅介護

●香川県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 炭所西善通寺線（百九十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
仲多度郡満濃町大字吉野字下大宮五〇二番一地从先から	前	三・一 八・五	四四一	道路改修工事に伴うパイパスの建設
仲多度郡満濃町大字吉野字下大宮六三二番一地从先から	前	一四・七 二六・〇	一七六	
仲多度郡満濃町大字吉野字下大宮五〇二番一地从先から	後	三・一 八・五	四四一	
仲多度郡満濃町大字吉野字下大宮上所七二八番一地从先まで	後	一一・〇 二六・〇	四四一	

●香川県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 琴平停車場琴平公園線（二百七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
仲多度郡琴平町字川東三六一番一地从先から	前	八・七 一一・五	一一〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
仲多度郡琴平町字川西五八七番五地从先まで	後	一三・〇 一八・八	一一〇	

●香川県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 琴平停車場琴平公園線（二百七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	前	八・七		橋梁架替工

仲多度郡琴平町字川東三五九番一 ○地先から 仲多度郡琴平町字川西五八七番四 地先まで		後	前	備考
一六・五	九・〇	一・二・五	八・七	八九
		八二	八九	事に伴う仮 設道の設置

●香川県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡豊浜町大字姫浜字竹塚一一 七七番一地先から 三豊郡豊浜町大字姫浜字芝原一二 二六番四地先まで	前	八・二	一六六	交通安全施 設工事に伴 う現道拡幅
	後	九・五	一六六	
		二四・四		
		二六・六		

●香川県告示第二百五十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四

号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 河川の名称
 - 二級河川綾川水系富川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日
 - 平成十六年四月九日
 - 三 廃川敷地等の位置
 - 綾歌郡綾南町大字陶字上ノ坊六四一二番一地先外
 - 四 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 一、六四五・五九平方メートル
- 香川県告示第二百五十九号
- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。
その関係図書は、東かがわ市事業部建設課において平成十六年四月九日から十年間縦覧に供する。
- 平成十六年四月九日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 竣工認可年月日
 - 平成十六年四月二日
 - 二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
 - 香川県
 - 高松市番町四丁目一番一〇号
 - 香川県知事 真鍋武紀
 - 三 埋立区域
 - 1 位置
 - 東かがわ市湊字水入一五九六番二、一五九六番六、一五九六番五及び同市松原字松

西一六八番二に接する無番地地先、同市松原字松西一六八番五九、一六八番五八、一六八番五七、一六八番五六、一六八番二、一六八番五五、一六八番五四、一六八番七四、一六八番三三、一六九番一五、一六九番三、一六九番一四、一六九番二、一六九番一六、一六九番一〇及び一七〇番一に接する無番地に接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から五六度一九分〇六秒、四二・〇〇メートルの地点を円心とする半径四二・〇〇メートルの円周で③の地点と④の地点を結ぶ南西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線⑤の地点から五五度四八分二秒、四〇五・二七メートルの地点を円心とする半径四〇五・二七メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ南西側の円弧、⑥の地点から三七度〇三分三九秒、一〇八・二七メートルの地点を円心とする半径一〇八・二七メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ南側の円弧、⑦の地点から一八〇度二三分一七秒、二六・七三メートルの地点を円心とする半径二六・七三メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ北東側の円弧、⑧の地点から五六度〇八分〇三秒、九八・二七メートルの地点を円心とする半径九八・二七メートルの円周で⑧の地点と⑨の地点を結ぶ南西側の円弧、⑨の地点から二〇度五八分二九秒、六七五・二七メートルの地点を円心とする半径六七五・二七メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ南側の円弧、⑩の地点から八度五三分五七秒、九八・二七メートルの地点を円心とする半径九八・二七メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ南側の円弧、⑪の地点から⑫の地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点湊村（北緯三四度一五分二・二一五秒、東経一三四度二一分二七・九五八秒。以下「基点」という。）から六四度一九分二六秒、一五九・九四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から五九度〇六分四九秒 二二・三五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一四七度二三分〇一秒 七・九三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一四六度〇五分〇二秒 三・三七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五九度〇六分五九秒 六・七四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三六度二五分二六秒 一三二・一四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一〇八度四四分〇七秒 六八・〇八メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から一一八度一五分〇一秒 二四・九九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一二八度三三分二四秒 五九・三六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一〇四度五五分一秒 一四二・四六メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から八四度二三分三三秒 四九・三四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一八四度一九分〇〇秒 三四・三六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二七三度三五分四六秒 二・七三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二七四度〇六分一〇秒 九・九四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二七五度〇一分三八秒 一〇・〇二メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二七六度〇三分四二秒 九・九五メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二七六度二七分一六秒 一〇・〇七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二七七度五九分三三秒 九・九五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二七八度五〇分一三秒 九・九四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二七九度四五分〇七秒 九・九五メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二八〇度四二分四九秒 九・九九メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二八二度〇二分二一秒 四・九〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二八三度一七分一一秒 四・三六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二八三度二九分二六秒 一〇・六二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二八三度五七分四一秒 一〇・〇一メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二八四度四〇分三九秒 一〇・〇一メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二八五度一三分三八秒 九・九三メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二八五度三九分五六秒 一〇・〇四メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から二八六度一分三七秒 五・三九メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から二八六度三四分〇三秒 四・三八メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から二八六度四七分三八秒 一〇・一四メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二八七度四五分三六秒 九・九三メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から二八八度二三分四九秒 一〇・〇四メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二八八度四八分一五秒 九・九六メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二九〇度四六分一二秒 一〇・〇〇メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から二九一度五二分一二秒 九・九四メートルの地点

③7の地点	③6の地点から二九二度一九分三〇秒	九・九八メートルの地点
③8の地点	③7の地点から二九三度〇四分二三秒	九・九五メートルの地点
③9の地点	③8の地点から二九四度一六分五九秒	九・九六メートルの地点
④0の地点	③9の地点から二九五度〇四分〇七秒	九・九五メートルの地点
④1の地点	④0の地点から二九六度一三分二三秒	九・九六メートルの地点
④2の地点	④1の地点から二九七度五五分二七秒	一〇・〇一メートルの地点
④3の地点	④2の地点から二九九度二六分三五秒	九・九四メートルの地点
④4の地点	④3の地点から二九九度五八分二二秒	一〇・〇七メートルの地点
④5の地点	④4の地点から二九九度五八分三四秒	九・八九メートルの地点
④6の地点	④5の地点から二九九度五七分二八秒	一〇・〇四メートルの地点
④7の地点	④6の地点から三〇〇度〇三分〇一秒	九・九八メートルの地点
④8の地点	④7の地点から三〇〇度一九分三二秒	九・九九メートルの地点
④9の地点	④8の地点から三〇〇度三六分一三秒	六・三六メートルの地点
⑤0の地点	④9の地点から三〇〇度二分五二秒	七・八二メートルの地点
⑤1の地点	⑤0の地点から三〇〇度二分二九秒	七・八五メートルの地点
⑤2の地点	⑤1の地点から三〇〇度一分三三秒	七・八四メートルの地点
⑤3の地点	⑤2の地点から三〇〇度四分五二秒	九・九六メートルの地点
⑤4の地点	⑤3の地点から三〇〇度三九分三二秒	九・九七メートルの地点
⑤5の地点	⑤4の地点から三〇〇度一分五〇二秒	六・一七メートルの地点
⑤6の地点	⑤5の地点から三〇〇度一分〇八秒	六・四四メートルの地点
⑤7の地点	⑤6の地点から三〇〇度四分五二秒	七・三二メートルの地点
⑤8の地点	⑤7の地点から三〇〇度〇分二一秒	八・〇三メートルの地点
⑤9の地点	⑤8の地点から三〇〇度三分三六秒	六・九二メートルの地点
⑥0の地点	⑤9の地点から三〇〇度二分二九秒	七・六〇メートルの地点
⑥1の地点	⑥0の地点から三〇〇度四分五二秒	七・三三メートルの地点
⑥2の地点	⑥1の地点から三〇〇度三分三二秒	九・九一メートルの地点
⑥3の地点	⑥2の地点から三〇〇度四分三二秒	八・一三メートルの地点
⑥4の地点	⑥3の地点から三〇〇度一分一八秒	一一・八六メートルの地点
⑥5の地点	⑥4の地点から三〇〇度五分三三秒	九・九八メートルの地点

●香川県告示第二百六十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、さぬき市建設部建設課において平成十六年四月九日から十年間閲覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真鍋武紀

一 竣功認可年月日
平成十六年四月二日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
香川県
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域
1 位置

⑥6の地点 ⑥5の地点から三二四度二分三三秒 九・九四メートルの地点

⑥7の地点 ⑥6の地点から三二五度〇六分三七秒 一〇・〇〇メートルの地点

⑥8の地点 ⑥7の地点から三二五度〇六分五〇秒 九・四三メートルの地点

⑥9の地点 ⑥8の地点から三二五度〇〇分二九秒 〇・一五メートルの地点

⑦0の地点 ⑥9の地点から三一一度五六分三二秒 三・五九メートルの地点

⑦1の地点 ⑦0の地点から二九八度一三分四四秒 三・四五メートルの地点

⑦2の地点 ⑦1の地点から二八六度二六分五四秒 三・五七メートルの地点

3 面積
一三、五三八・六八平方メートル

四 免許の年月日及び番号
1 免許年月日
平成十三年十一月二十六日
2 免許番号
一三港湾第二〇七五七号

さぬき市津田町鶴羽字西代六九四番七に隣接する国有地から同町鶴羽字鶴部一五〇三番二に至る地先公有水面

2 区域

三等三角点(宮一〇)小野辺山(北緯三四度一七分一七・四三九二秒、東経一三四度一六分一三・〇〇六〇秒、以下「基点」という。)を基点とし、次の①の地点から④の地点を順次直線で結んだ線、④の地点から一度一七分五四秒、三九九・二六メートルの地点を中心とする半径三九九・二六メートルの円で④の地点と⑤の地点を結ぶ南側の円弧、⑤の地点と⑥の地点を直線で結んだ線、⑥の地点から一度三三・八分〇〇秒、二五・七九メートルの地点を中心とする半径二五・七九メートルの円で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ西側の円弧、⑦の地点から③③の地点を順次直線で結んだ線、③③の地点と③④の地点を結ぶ平成三年の秋分の満潮位(D・L・十二・〇五メートル)における公有水面と陸地との境界線、③④の地点から④⑤の地点を順次直線で結んだ線及び④⑤の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から二一七度一三分三六秒 七四一・九七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二七二度四分三一秒 一〇・〇四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七二度四分一五秒 九・九九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二七三度二五五分五秒 九・九七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七七度四二分五五秒 八九・二四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三度一八分二一秒 二・一一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三六度四九分三五秒 四一・三〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三〇度二四分〇六秒 一七八・二三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一九度四三分〇一秒 二一・六七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二〇九度三四分二一秒 一・五三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一九度三八分四三秒 四・二八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一度三三分〇九秒 一・五〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一九度二五分四六秒 二四・九五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二〇八度五三分五三秒 一・四九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一九度四二分二六秒 七・九五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三〇度二〇分三〇秒 一・五〇メートルの地点

- ⑰の地点 ⑯の地点から一九度三二分〇三秒 二二・七四メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二〇九度五三分五三秒 一・五三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一九度一九分五二秒 五・二九メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三〇度〇九分三〇秒 一・五一メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一九度三八分一〇秒 一九・〇七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三〇度一四分二五秒 二〇・七〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二〇度四五分二一秒 一・五一メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三〇度一二分五八秒 四・二八メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から三〇度一五八分三八秒 一・五一メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から三〇度一五分一三秒 二三・六八メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から一九度四一分〇七秒 一・五五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二九度四〇分一〇秒 五・二九メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三〇度一七分〇二秒 一・五〇メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三〇度〇五分二七秒 一六・〇三メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から二〇度三三分三五秒 一七・二〇メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から三〇度四一分二七秒 一三・六一メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から二〇度二三分四八秒 一七九・七五メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二〇三度五〇分三三秒 六二一・三八メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から一〇度一五分五八秒 八・七三メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から三四一度〇五分一八秒 一三・二二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から三二〇度四分二三秒 九・三八メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から三〇〇度二三分〇三秒 一四二・二四メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二五五度二三分〇九秒 七・〇七メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二一〇度二三分〇五秒 九九・一八メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から三〇〇度二三分〇三秒 七〇・〇〇メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から二一〇度二三分〇七秒 四〇・〇〇メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から二一〇度二三分〇二秒 六〇・〇〇メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から二一〇度二三分〇三秒 六六・二〇メートルの地点

3 面積

三二、二〇五・五六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成四年十二月十日

2 免許番号

四港 A 第五一号

公 告

●香川県公告第百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年五月三十一日まで縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会 四国

中澤 輝子

高松市高松町一四四七番地四七

三 定款に記載された目的

本法人は、社会的介助の技術及び精神の普及並びにそれを通じて一人ひとりにフィットさせたパーソナルケアサービスを実現することによって高齢者、障害者及び子供たちが安心できる社会的心理的環境づくりに資することを目的とする。

●香川県公告第百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八の規定により、平成十六年度保育士試験を次のとおり実施する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

筆記試験 平成十六年八月四日（水曜日）、同月五日（木曜日）

実技試験 平成十六年十月十六日（土曜日）

二 試験場所

高松市田村町一一五六番地 香川県立保育専門学院

三 受験申請書の受付期間

平成十六年五月十七日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで

郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

四 受験申請書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部子育て支援課

五 その他

詳細については、香川県健康福祉部子育て支援課（電話番号〇八七―八三二―三二八四）に問い合わせること。

●香川県公告第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、小田奈良須両池土地改良区及び高松市円座土地改良区の一部が合併し、小田奈良須両池土地改良区は存続することについて、平成十六年四月一日認可した。

なお、合併前の高松市円座土地改良区は、合併により解散する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業西村地区）計画を平成十六年三月三十一日変更した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十六年四月十六日から同年五月六日まで縦覧に供する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市林田町字東梶乙七七一及び乙七七一四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町国分六三六番地一

河井 隆志

●香川県公告第九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九九〇―一、九九一―一、九九一―四、九九二―二及び九九八―四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号

株式会社ローソン 代表取締役 新浪剛

●香川県公告第九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市田村町字橋の坪一二九九―二、一三二五、一三二九及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市王子町一丁目三番五号

青山商事株式会社 代表取締役 宮前省三

平成十六年四月九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています